

議案第 6 5 号

一部事務組合等の取扱い(その2)について

合併協定項目 1 3 号「一部事務組合等の取扱い(その2)」について、次のとおり提案する。

平成 1 5 年 1 2 月 2 4 日

川薩地区法定合併協議会  
会長 森 卓 朗

【 調整方針(案) 】

一部事務組合等の取扱い(その2)について

- 1 ~~薩摩郡東部衛生処理組合の構成団体である入来町と祁答院町については、当該組合及び構成団体との協議を行い、次のいずれかによることとする。~~
- ~~(1) 入来町・祁答院町は、合併の日の前日に当該組合を脱退し、新市において旧入来町・祁答院町の区域を対象に合併の日に当該組合に新たに加入する。~~
- ~~(2) 入来町・祁答院町は、合併の日の前日に当該組合を脱退し、新市において旧入来町・祁答院町の区域を当該組合に委託する。財産及び職員の取扱いについては当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。~~
- ~~(3) 入来町・祁答院町は、合併の日の前日に当該組合を脱退し、新市の直轄事業として行う。財産及び職員の取扱いについては当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。~~
- 1 薩摩郡東部衛生処理組合の取扱いについては、当該組合及び構成団体と次により協議するものとする。
- 薩摩郡東部衛生処理組合の構成団体である入来町・祁答院町は、合併の日の前日に当該組合を脱退し、新市の直轄事業とする。
- 財産及び職員の取扱いについては、合併までに調整する。

- 2 串木野樋脇清掃組合の構成団体である樋脇町については、当該組合及び構成団体との協議を行い、次のいずれかによることとする。
- (1) 組合構成団体が1団体となるため、当該組合は解散となる。よって、新市における旧樋脇町の区域は、当該組合及び構成団体の協議により決定される施設を所有する団体に委託する。財産の取扱いについては当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。
- (2) 組合構成団体が1団体となるため、当該組合は解散となる。よって、新市の直轄事業として行う。財産の取扱いについては当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。
- 2 串木野樋脇清掃組合の構成団体である樋脇町については、合併の日の前日に当該組合を脱退する。当該組合は、組合構成団体が1団体となるため解散することになる。新市における旧樋脇町の区域は合併の日に串木野市に委託することとし、委託料の額及び財産の取扱いについては当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。
- 3 川薩地区介護保険組合の構成団体である川内市・樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町・里村・上甑村・下甑村・鹿島村については、当該組合及び構成団体との協議を行い、次のいずれかによることとする。
- (1) 合併の日の前日に当該組合から脱退し、合併の日に新市において当該組合に加入する。
- (2) 合併の日の前日に当該組合を解散し、合併の日に全ての事務を新市に引き継ぎ、直轄事業として実施する。財産の取扱いについては、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。
- 3 川薩地区介護保険組合の取扱いについては、当該組合及び構成団体と次により協議するものとする。
- 川薩地区介護保険組合については、合併の日の前日に解散し、合併の日に全ての事務を新市及び宮之城町、鶴田町、薩摩町に引き継ぎ直轄事業とする。
- 財産の取扱いについては、合併までに調整する。

平成 年 月 日 確認

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	13 一部事務組合等の取扱い(その2)	【 し尿処理・ごみ処理・火葬業務 】	住民健康福祉部 環境分科会
調整方針(案)	<p>薩摩郡東部衛生処理組合の取扱いについては、当該組合及び構成団体と次により協議するものとする。 薩摩郡東部衛生処理組合の構成団体である入来町・祁答院町は、合併の日の前日(平成16年10月11日)に当該組合を脱退し、新市の直轄事業とする。 財産及び職員の取扱いについては、合併までに調整する。</p> <p>串木野樋脇清掃組合の構成団体である樋脇町については、合併の日の前日(平成16年10月11日)に当該組合を脱退する。当該組合は、組合構成団体が1団体となるため解散することになる。 新市における旧樋脇町の区域は合併の日(平成16年10月12日)に串木野市に委託することとし、委託料の額及び財産の取扱いについては当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。</p>		

団 体 名	薩摩郡東部衛生処理組合		調整方針(案)
設 立 年 月 日	昭和38年4月1日		
構 成 市 町 村	入来町・祁答院町・宮之城町・鶴田町・薩摩町		<p>薩摩郡東部衛生処理組合の取扱いについては、当該組合及び構成団体と次により協議するものとする。 薩摩郡東部衛生処理組合の構成団体である入来町・祁答院町は、合併の日の前日に当該組合を脱退し、新市の直轄事業とする。 財産及び職員の取扱いについては、合併までに調整する。</p>
事 務 所 の 位 置	薩摩郡宮之城町広瀬5410番地(薩摩郡東部衛生処理組合し尿処理場内)		
担 任 事 務	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物の処理</li> <li>一般廃棄物処理施設の設置、経営及び管理</li> <li>火葬場の設置、経営及び管理</li> </ul>		
職 員 数	15年度当初職員総数 38名 うち組合採用職員数 21名 うち市町採用派遣職員数 1名(宮之城町) うち臨時職員数 16名		
財 産 及 び 債 務	【土地】 し尿処理施設:28,345㎡ ごみ処理施設:20,954.63㎡ 火葬施設:11,211.88㎡  【建物】 し尿処理施設:1,861㎡(延面積3,414㎡) ごみ処理施設:2,909㎡ 火葬施設:603.95㎡  【車両等】 し尿処理施設:汲取車6台、ダンプ車1台 ごみ処理施設:1台 火葬施設:0台	【基金】(13年度末決算) 106,749千円  【債務】(15年度末起債残高予定) 1,539,102千円	

団 体 名	串木野樋脇清掃組合		調整方針(案)
設 立 年 月 日	平成8年 8月 1日		<p>串木野樋脇清掃組合の構成団体である樋脇町については、合併の日の前日に当該組合を脱退する。当該組合は、組合構成団体が1団体となるため解散することになる。 新市における旧樋脇町の区域は合併の日に串木野市に委託することとし、委託料の額及び財産の取扱いについては当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。</p>
構 成 市 町 村	串木野市、樋脇町		
事 務 所 の 位 置	串木野市冠岳10,660番地(串木野樋脇環境センター内)		
担 任 事 務	ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務		
職 員 数	15年度当初職員総数 5名 うち組合採用職員数 0名 うち市町採用派遣職員数 5名(串木野市4名・樋脇町1名)		
財 産 及 び 債 務	【土地】 15,961㎡  【建物】 7,270㎡  【車両等】 公用車 2台 フォーク 1台 バックホー 1台	【基金】(15年度末基金高) 18,290千円  【債務】(15年度末起債残高予定) 2,720,302千円	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	13 一部事務組合等の取扱い(その2)	【 介護保険業務 】	住民健康福祉部会 環境分科会
調整方針(案)	川薩地区介護保険組合の取扱いについては、当該組合及び構成団体と次により協議するものとする。 川薩地区介護保険組合については、合併の日の前日(平成16年10月11日)に解散し、合併の日(平成16年10月12日)に全ての事務を新市及び宮之城町、鶴田町、薩摩町に引き継ぎ直轄事業とする。 財産の取扱いについては、合併までに調整する。		

団 体 名	川薩地区介護保険組合		調整方針(案)
設 立 年 月 日	平成11年 4月 1日		川薩地区介護保険組合の取扱いについては、当該組合及び構成団体と次により協議するものとする。 川薩地区介護保険組合については、合併の日の前日に解散し、合併の日に全ての事務を新市及び宮之城町、鶴田町、薩摩町に引き継ぎ直轄事業とする。 財産の取扱いについては、合併までに調整する。
構 成 市 町 村	川内市、樋脇町、入来町、東郷町、宮之城町、鶴田町、薩摩町、祁答院町、里村、上甌村、下甌村、鹿島村		
事 務 所 の 位 置	川内市神田町3番22号(川内市役所内)		
担 任 事 務	・介護保険法に基づく介護認定審査会の審査判定業務並びに要介護認定及び要支援認定に関する事務		
職 員 数	15年度当初職員総数 8名 うち組合採用職員数 0名 うち市町村採用派遣職員数 8名 (川内市3名、樋脇町1名、宮之城町1名、薩摩町1名、祁答院町1名、下甌村1名)		
財 産 及 び 債 務	【車両等】 小型貨物 1台 軽乗用 1台	【基金】(15年度末基金高) 財政調整基金 53,524千円	